

平成26年(東)第1532号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

回 答 書

平成27年1月9日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

1 和解案に対する回答

仲介委員から提示を受けた和解案を受諾します。

東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、和解案を受諾するよう求めます。

2 回答の理由

仲介委員は、本件集団申立において、平成26年3月20日に和解案提示理由書を、同年8月25日に和解案提示理由補充書を提示し、今回、同様の和解案を提示することにより、相手方に対し、再三にわたって和解案の受諾を求めています。

仲介委員の提示した和解案は、「内容及び審理方法のいずれからみても、個別事情に基づいて個々の被害者の精神的損害に対する金銭的評価をしたもので

あり、中間指針等に矛盾するものではなく、むしろ、『中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。』との中間指針の精神を実現するもの」です（和解案提示理由補充書10頁）。平成26年8月4日付け「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」や、同年11月5日の衆議院文部科学委員会における宮本岳志議員の質問に対する田中敏文部科学省研究開発局長の答弁においても、和解案が中間指針やその考え方から解離していないとの指摘がなされています。

そもそも、東電は、平成26年1月15日に政府に認定された「新・総合特別事業計画」において、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策について「3つの誓い」の1つとして「和解仲介案の尊重」を掲げ、「原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、手続きの迅速化などに引き続き取り組む」としています。また、同事業計画では「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」とも述べています。

また、相手方の木村公一常務執行役は、同年11月5日の衆議院文部科学委員会において、「本件につきましては、解決に向けて何度もやりとりをさせていただいております。今現在も話し合いが続けられている段階でございます。引き続き真摯に対応させていただきたいと考えております。」と答弁しています。

そのため、東電は、本和解案を受諾する責任があるといえます。

浪江町としては、仲介委員から提示を受けた本和解案を受諾するとともに、東電に対し、本件事故による甚大な被害状況を真摯に受け止め、本件集団申立を一日も早く解決すべく、本和解案を受諾するよう求めます。

以上